

# 第1回西区協議会 事前配付資料

## ◎議事

### (1) 報告事項

第1号 令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について

…資料②-1

第2号 令和3年度 浜松市西区区政運営方針について

…資料②-2

### (2) その他

令和3年3月24日（水）西区協議会 質問事項に関する回答書

…資料②-3



## 第9号様式

## 区 協 議 会

| 区 分                                | □諮問事項      □協議事項      ■報告事項  |     |    |    |          |
|------------------------------------|--|-----|----|----|----------|
| 件 名                                | 令和2年11月以降の行政区再編の協議の経緯について  |     |    |    |          |
| 事業の概要<br>(背景、経緯、<br>現状、課題等)        | <p>背景：浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会では、行政区の再編について協議してきた。令和2年9月には市議会において、区の再編は必要との結論に至った。</p> <p>経緯：昨年10月、11月には各区協議会、各区自治会連合会において、住民投票以降の協議の主な経緯について説明した。<br/>3月19日開催の委員会において、区割り案のたたき台として6案を決定した。</p>                           |     |    |    |          |
| 対象の区協議会                            | 全区協議会  |     |    |    |          |
| 内 容                                | <p>令和2年11月以降の協議の経過と区割り案のたたき台等を報告するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の説明以降の協議の経緯</li> <li>・ 6案の選択に当たってのポイント</li> <li>・ 協議事項と優先順位</li> <li>・ 協議の前提条件</li> <li>・ 区割りのたたき台案</li> <li>・ 区割り案のたたき台</li> </ul> |     |    |    |          |
| 備 考<br>(答申・協議結果を得たい<br>時期、今後の予定など) | <p>※説明者<br/>浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員長・副委員長又は浜松市議会議長</p>   |     |    |    |          |
| 担当課                                | 調査法制課  | 担当者 | 青葉 | 電話 | 457-2477 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## 第9号様式

## 区 協 議 会

|                                    |  |     |       |    |          |
|------------------------------------|--|-----|-------|----|----------|
| 区 分                                | <input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項 |     |       |    |          |
| 件 名                                | 令和3年度 浜松市西区区政運営方針について  |     |       |    |          |
| 事業の概要<br>(背景、経緯、<br>現状、課題等)        | 西区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営の基本的な方針、区の取組課題等を毎年度公表するものです。       |     |       |    |          |
| 対象の区協議会                            | 西区協議会  |     |       |    |          |
| 内 容                                | 別冊のとおり   |     |       |    |          |
| 備 考<br>(答申・協議結果を得たい<br>時期、今後の予定など) |  |     |       |    |          |
| 担当課                                | 西区区振興課   | 担当者 | 丸山 浩亜 | 電話 | 597-1112 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## 令和3年3月24日(水) 西区協議会 質問事項に関する回答書

|      |   |
|------|---|
| 質問者  | 中村重男委員  |
| 質問事項 | 子供の貧困で差がつくのは教育制度に問題がある。誰もが教育を無償で受けられるように改革していく必要がある。  |
| 回答   | <p>中学校までの義務教育期の児童に対しては、就学援助制度により、学用品費や給食費などの一部を援助し、経済的な状況に関わらず就学できるよう支援しています。</p> <p>高等学校等への進学する児童に対しては、国の制度として授業料を軽減する「高等学校等就学支援金」があり、2020年4月からは私立高校の授業料に対する支援も拡充され、実質無料となる場合も増えています。</p> <p>また、高等学校等に通う児童がいる生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の保護者の経済的負担軽減のため、「高等学校等奨学給付金」と呼ばれる公的な支援制度もあり、授業料以外の入学金、教材費、施設利用料等の就学に必要な経費について助成が行われています。</p> <p>現在、ほとんどの家庭で高校に進学している状況にあることから、進路指導の中などで各種制度の活用を促し、経済的な理由をもって進学を断念することが無いように支援をしております。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 質問者  | 村松良子委員  |
| 質問事項 | 福祉サービスは申請しなければ支援を得られない。申請後の手順を伴走型で見守る必要があるが、対策はどのように考えているか。   |
| 回答   | <p>「生活自立相談支援センターつながり」や「ひとり親サポートセンター」では生活困窮世帯やひとり親世帯の抱える課題に応じ、課題解決に向けた支援計画を立てながら、相談者に寄り添った支援を行っています。</p> <p>また、心身の状況等により、保護者が福祉サービスの利用申請を自力で行うことが難しい場合には、子どもの最善の利益を確保する観点から、各区社会福祉課の家庭児童相談室等において、福祉サービスの利用に関するコーディネートを行い、必要な福祉サービスに結び付けています。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 質問者  | 高木俊和委員   |
| 質問事項 | 養育費の受け取り状況について踏み込んで調査しているのか。   |
| 回答   | <p>養育費の受け取り状況については、児童扶養手当受給者に対する実態調査の中で現状を把握しました。その結果、「取り決めがされて受け取れている人」が38.1%、「取り決めがあっても支払いがされていない人」が29.6%、「取り決めがされていない人」が32.3%である結果が出ています。</p> <p>養育費の確保は、ひとり親家庭の子どもの安定した生活のために重要であることから、取り決めが行われるよう養育相談を充実させるとともに、令和3年度からは養育費の取り決めや未払い養育費の確保を支援するため、公正証書作成、調停等に要する経費の助成に取り組むことにしています。</p> |